

第 2 回

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会

会 議 資 料

平成15年 4月17日

三野町・三好町・井川町・三加茂町

第2回三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会日程

- 日程 1 開 会
日程 2 会長挨拶
日程 3 会議録署名委員の指名

【報告事項】

- 日程 4 報告第9号 専門部会の立ち上げについて…………… 1
日程 5 報告第10号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
専門部会規程の一部を改正する規程…………… 3
日程 6 報告第11号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
規約第15条に規定する事務局の職員の追加について…………… 5

【協議事項】

- 日程 7 協議第7号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
会議録等閲覧規程（案）について…………… 6
日程 8 協議第8号 合併協定項目（案）について…………… 9
日程 9 協議第9号 調整方針（案）について……………17
日程10 協議第10号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
規約第11条に基づく小委員会の設置について……………21

【その他】

- 日程11 第3回以降の合併協議会の協議事項について……………23
①三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
小委員会規程第3条に基づく小委員会委員の指名について……………24
②合併の方式（案）について……………26
③合併の期日（案）について……………29
日程12 第3回協議会の日程（案）について……………36
日程13 閉 会
-

専門部会の立ち上げについて

根拠

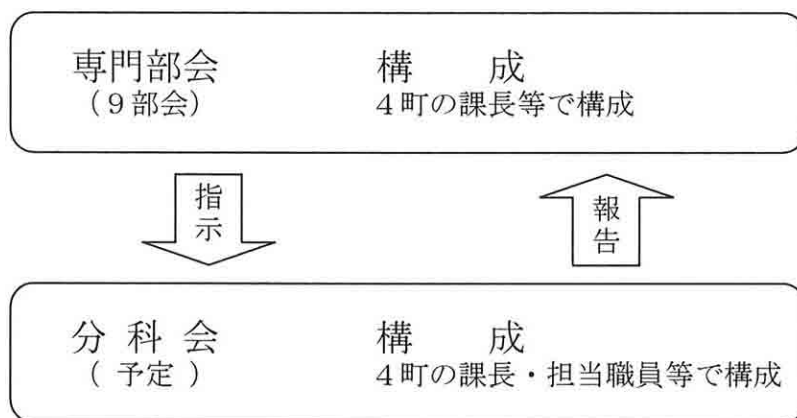
専門部会規程第 2 条「専門部会は、協議会幹事会の指示を受け、合併に関する必要な事項について、専門的に協議又は調整するものとする。」となっています。

経過

4 月 8 日～10 日、第 1 回専門部会を開催し、各部会会長等の選任や事務概要の説明等を行いました。

組織体制

専門部会は、9 部会に分類し、4 町の課長等で構成。また、必要に応じて専門部会からの指示を受け、事務事業の一元化を行うための分科会を立ち上げる予定です。



今後、事務事業の一元化を進めていくためには、合併関係町全職員の協力が必要となります。

上記の作業終了後、専門部会・幹事会・役員会を経てから、協定項目として協議会に提出し、審議していただくこととなります。

当面の作業日程

- 5 月中旬 事務事業担当者への説明会の開催
- 5 月下旬 事務事業の洗い出し作業開始 (各町担当者)

専門部会役員名簿

○総務部会

役員名	氏名	町名	職名	電話番号
部会長	関口 弘光	三好町	総務企画課長	79-5333
副部会長	田岡 孝義	三加茂町	総務課長	82-6303

○企画部会

部会長	大西 主男	井川町	企画財政課長	78-5006
副部会長	黒濟 忠治	三野町	総務課長事務取扱	77-4800

○住民部会

部会長	大西 道夫	井川町	税務課長	78-5004
副部会長	加藤 明子	三好町	住民課長	79-5335

○健康福祉部会

部会長	加藤 要市	井川町	厚生課長	78-5003
副部会長	横関喜八郎	三好町	社会福祉課長	79-5334

○環境部会

部会長	桶川 哲彦	三野町	厚生課長	77-4803
副部会長	白杵 忠利	三好町	環境課長	79-5340

○建設部会

部会長	大島 博	三加茂町	建設課長	82-6314
副部会長	黒濟 秀康	三野町	建設課長	77-4806

○産業経済部会

部会長	堤 文明	三加茂町	産業課長	82-6308
副部会長	高篠 稔	三好町	産業経済課長	79-5339

○教育部会

部会長	谷藤 友治	三好町	教育委員会事務局次長	79-3630
副部会長	大西 英二	三好町	生涯学習課長	79-3217

○議会事務局部会

部会長	田村 正文	三加茂町	議会事務局長	82-6317
副部会長	坂本 智夫	三好町	議会事務局長	79-5345

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
 専門部会規程の一部を改正する規程

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会専門部会規程の一部を次のよ
 うに改正する。

別表を次のように改める。

変更表

専門部会名	三野町	三好町	井川町	三加茂町
住民部会	税務課長 住民課長 教育次長	税務課長 住民課長 社会福祉課長 生涯学習課長	支所長 住民課長 税務課長 教育委員会次長	税務課長 住民課長 厚生課長 生涯学習課長
教育部会	教育次長 保育所長 住民課長	教育委員会事務局次長 生涯学習課長 給食センター所長	教育委員会次長 共同調理場所長 住民課長	学校教育課長 生涯学習課長 給食センター所長 幼稚園長

※ 削除 追加

別 表 (第3条関係)

専門部会名	三野町	三好町	井川町	三加茂町
総務部会	総務課長 収入役職務代理	総務企画課長 建設課長 税務課長	支所長 総務課長 企画財政課長	総務課長 会計課長 産業課長
企画部会	総務課長	総務企画課長 建設課長 産業経済課長	総務課長 企画財政課長	総務課長
住民部会	税務課長 住民課長 教育次長	税務課長 住民課長 社会福祉課長 生涯学習課長	支所長 住民課長 税務課長 教育委員会次長	税務課長 住民課長 生涯学習課長
健康福祉部会	厚生課長 保育所長 建設課長 住民課長 病院事務長 特養施設長 社会福祉協議会局長	社会福祉課長 保育所長 社会福祉協議会局長	建設課長 厚生課長 保育所長 老人ホーム施設長 社会福祉協議会局長	厚生課長 保育所長 児童館長 母子生活支援施設長 社会福祉協議会局長
環境部会	厚生課長 建設課長	環境課長 社会福祉課長	環境課長	環境課長 水道課長
建設部会	建設課長 産業課長	建設課長 産業経済課長	建設課長 総務課長 国土調査室長	建設課長 産業課長 厚生課長 国土調査課長
産業経済部会	産業課長 建設課長 農業委員会事務局長	産業経済課長 建設課長	産業課長 建設課長	産業課長 建設課長
教育部会	教育次長	教育委員会事務局次長 生涯学習課長 給食センター所長	教育委員会次長 共同調理場所長	学校教育課長 生涯学習課長 給食センター所長 幼稚園長
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長	総務課長 議会事務局長	議会事務局長

◎ なお、各町村の組織変更及び庶務規則等の変更により、それぞれの部会に関係すると思われる課等が新たに追加された場合は、それぞれの部会に随時参加要請できるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月17日から施行する。

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約第 1 5 条に規定する
事務局の職員の追加について

事務局の職員の追加について、次のとおり報告する。

徳 島 県	平 島 誠 司
-------	---------

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議録等閲覧規程(案)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議運営規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第 2 条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第 3 条 閲覧に供する会議録は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りではない。

2 個人に関する事項、会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第 4 条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(様式第 1 号)に必要事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第 5 条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する町の役場の所定の場所(別表第 1 号)とし、その時間は当該事務局又は町の執務時間内とする。

(写しの交付)

第 6 条 会議録等の閲覧をしようとする者(以下「閲覧者」という。)が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とし、その額は協議会を構成する町がそれぞれ規定する額とする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 17 日から施行する。

別表第1号(第5条関係)

協議会の指定の場所

三野町・三好町・井川町 ・三加茂町合併協議会事務局	三好郡三野町大字勢力768番地の1
三野町役場総務課	三好郡三野町大字芝生1039番地
三好町役場総務企画課	三好郡三好町大字昼間字市場3673番地の1
井川町役場総務課	三好郡井川町辻73番地
三加茂町役場総務課	三好郡三加茂町加茂3360番地

合併協定項目(案)について

○ 次に掲げる項目を合併協定項目と定める。

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新町の名称
- 4 新町の事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 特別職の職員の身分の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 事務組織・機構の取扱い
- 11 地方税の取扱い
- 12 条例・規則等の取扱い
- 13 使用料・手数料等の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 補助金・交付金等の取扱い
- 16 町、字の区域及び名称の取扱い
- 17 慣行の取扱い
- 18 国民健康保険事業の取扱い
- 19 介護保険事業の取扱い
- 20 消防・防災関係事業の取扱い
- 21 広域連合・一部事務組合の取扱い
- 22 電算システム事業の取扱い
- 23 新町建設計画
- 24 各種事務事業の取扱い

1. 合併の方式

合併の方式は「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。

新設合併とは、合併するすべての市町村を廃止して、新たに一つの市町村(以下「新町」という。)を置く場合をいいます。このことを、「対等合併」といいます。

編入合併とは、一つの市、町、村の行政区域に他の市、町、村を加える場合をいいます。

2. 合併の期日

合併の期日については、法律上の規定はありません。

最終的に合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、合併協議会でのさまざまな協議事項の決定、あるいは関係する町の議会や県議会の議決、総務大臣による官報告示までの手続きなどに期間を必要とします。

※合併の期日が平成17年4月1日以降になる場合は、現行の合併特例法の適用がなくなることに留意する必要があります。

3. 新町の名称

「新設合併」の場合は、関係する町がすべて廃止されますので、新町の名称を決めなければなりません。

町の名称は、住民生活の基礎となるものであり、また、住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化の継承、新たな創造に向けて重要な役割を担うものなので、一般的には名称公募等が実施されます。

4. 新町の事務所の位置

「新設合併」の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。

位置を定めるにあたっては、地方自治法では「住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

5. 財産及び債務の取扱い

合併後の町の一体性の観点から、合併前の町が持っていた財産(土地、建物、債権及び債務等)は、すべて新町に引き継ぐ場合が多く、公の施設を共有できることは、住民にとっても大きなメリットとなります。

6. 議会議員の定数及び任期の取扱い

「新設合併」の場合、関係する町の議会の議員はすべての身分を失うこととなります。

◆一般原則◆

地方自治法第7条第6項の告示による町の設置の日から50日以内に、同法第91条により算定された定数に基づき、新町の議会議員の選挙を行うこととなります。(公職選挙法第33条第3項、第117条)

これに対して、合併特例法には、次のような特例措置が定められています。

◆定数特例措置◆

新設合併の場合、合併市町村の議会の議員の定数は、通常、合併関係市町村の議会の議員の定数の総和に比べ、著しく少なくなることから、その激減緩和のため、設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法91条第2項の(上限)数の2倍を越えない範囲で定数を増加することができます。(合併特例法第6条第1項)

◆在任特例措置◆

自主的な市町村の合併の推進にあたっての例外的な措置として、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、合併後2年を越えない範囲で当該協議で定める期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。(合併特例法第7条第1項第1号)

7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

「新設合併」の場合、関係する町の農業委員会の委員はすべての身分を失うこととなります。

◆一般原則◆

地方自治法第7条第6項の告示による町の設置の日から50日以内に、設置による一般選挙を行います。また、選任委員についても速やかに選任します。(公職選挙法第33条第3項、農業委員会等に関する法律第11条及び12条)

これに対して、合併特例法には、次のような特例措置が定められています。

◆特例措置◆

関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、当該合併市町村の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を越えない範囲で定めた期間、引き続き当該合併市町村の農業委員会の委員として在任することができます。(合併特例法第8条第1項第1号)

なお、選任による委員については特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続きにより委員を選任しなければなりません。

8 . 特別職の職員の身分の取扱い

町長、助役、収入役、教育長、各種審議会委員等の特別職の職員は「新設合併」の場合身分を失い、新町で新たに選挙、選任されることとなります。

ただし、合併に関与した各町の特別職の職員が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、これら特別職の職員を当分の間、新町の顧問、参与といった形で特別職として位置付ける事例があります。

9 . 一般職の職員の身分の取扱い

「新設合併における関係する町」及び「編入合併における編入される町」においては、市町村合併が行われた場合には、一般職の職員が勤務していた町の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなります。

しかし、合併特例法においては「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められており、協議会において、関係する町の一般職の職員を新町の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うことが必要になります。

また、同法には、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、合併に関係する町の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、合併前後で著しい不均衡が生じないよう取り決めを行うことが必要になります。

10 . 事務組織・機構の取扱い

「新設合併」の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があります。

新町の事務処理組織及び機構の設置は、新町の町長職務執行者が行うこととなりますが、その準備については、合併に関係する町間で協議を行った上で、合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新町の将来の効率的な事務運営につながるように、内容を固めておくことが必要となります。

◆本庁組織◆

町の部課については条例で定めることになり、その際は住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課との組織との間に権衡を失ないようにする必要があります。

◆出先機関◆

新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の町役場を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要となります。

◆附属機関◆

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、附属機関の取扱いも合併に係る町で協議しておくことが必要となります。

《地域審議会》

合併特例法では、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる」と定められており、地域対策として必要に応じ、その活用を図るのか協議しておくことが必要となります。

11. 地方税の取扱い

現行の地方税法上、市町村が課することのできる税は、「市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」などの普通税と「入湯税」「都市計画税」「国民健康保険税」などの目的税があります。

このうち、税率が法で定められ変更の余地がない「市町村たばこ税」以外は、関係する町間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。

こうした場合、合併後直ちに、新町の全区域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に均衡を欠くこととなると認められる場合に、合併特例法では「市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができる」とこととされています。合併後、不均一課税をするか否か、また、不均一課税をする場合は、その税目、実施時期等について、協議会で協議していくこととなります。

12. 条例・規則等の取扱い

新設合併の場合、関係する町の法人格が消滅するため、原則として、各町の条例・規則等は失効し、新町において必要な条例・規則等は、新町において新たに制定し施行されることとなります。

ただし、合併期日からすぐに施行しなければならない条例については、新町の町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行することとし(規則等については、制定権者の職権により制定し施行する。)新町発足当初に特に緊急性を要しないものについては、合併後速やかに制定することとなります。

また、例外として、新町において、条例・規則等が制定されるまでの間、新町の町長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例・規則等を新町の条例・規則として引き続き施行することができます。

いずれにしても、協議会において合併後、専決処分によってどのような条例を制定し施行するのか、あるいはどのような条例・規則等を引き続き施行するのかなど、十分に協議しておく必要があります。

13 . 使用料・手数料等の取扱い

使用料や手数料については、条例や規則で定めることとなるため、関係条例等の取扱いを含めて合併後の取扱いを協議することになります。

14 . 公共的団体等の取扱い

公共的団体等とは、合併に関係する町の区域内にある、農業協同組合、商工会等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず範囲を同じくするものであります。

合併特例法では「市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならない」とされています。

したがって、できるだけ公共的団体の統合がされるよう協議会において検討しておくことが必要となります。

なお、商工会等については、組織の強化の観点から法律により合併を推進しているところであり、相互の調整を図ることが重要となります。

15 . 補助金・交付金等の取扱い

関係する町においては、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金や交付金を交付しています。

市町村合併の際には、関係する町が従来行ってきた補助制度の経緯・実情を十分把握するとともに、新町の振興にどのように役立てていくのかを明確にし、新町の財政状況等に配慮しつつ調整を図ることが必要となります。

16 . 町、字の区域及び名称の取扱い

市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、若しくは廃止、又は、町(字)の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、町長が当該町議会の議決を経てこれを定め、県知事に届けることが必要です。

事前に、関係する町間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当ですが、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着の深いものですから、合併しても従来どおり存続させるケースが多いようです。

17 . 慣行の取扱い

町章、町の花・木・鳥・歌、憲章・宣言、行事等の各種慣行については、地域の伝統文化との深い結びつきが強いものがあります。

これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分に配慮しながら、取扱いを協議していくこととなります。

18．国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、町が保険者となり運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合も異なっていることがあります。

関係する町間で国民健康保険制度が異なっている場合には、地方税の取扱いと同様に不均一賦課とすることもできますが、新町の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが必要となります。

19．介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、広域連合で一体性の確保に努めている状況ではありますが、尚一層の町民福祉の向上を図る必要があります。また、新町で急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが必要となります。

20．消防・防災関係事業の取扱い

防災計画等は、新町において速やかに策定することが必要となります。住民の生命及び財産に、直接大きな影響を及ぼすものですから、災害時における指揮命令系統に支障が生じないよう、早期に統一できるよう調整する必要があります。

21．広域連合・一部事務組合の取扱い

合併の際に、関係する町が構成団体になっている地方自治法に定めのある広域連合については、合併前の町の法人格が消滅するので、関係する町とこれら広域行政事務を共同で行っている関係他の町村と協議の上、合併協議会でその取扱いを決める必要があります。

◆構成町村が同一の場合◆

当該組合等は構成町村とともに消滅する。当該組合等が有する財産等は、通常新町にそのまま引き継がれることとなります。

◆構成町村の一部である場合◆

新設合併の場合は、組合等の脱退及び新町の加入の手続きが必要となります。この場合、構成町村の数の減少に伴う経費負担の割合等で調整が必要となります。

また、これに併せて、規約の変更に係る、すべての構成町村の議会の議決、県知事の許可が必要となります。

22 . 電算システム事業の取扱い

住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う必要があります。合併市町村の例によると、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行う場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合があります。

システムを統一し、合併施行日に稼働できるように予め調整を行う場合は、各町で予算措置等を行わなければならないので、この調整を図る必要があります。

23 . 新町建設計画

1 合併特例法による位置づけ

(1) 新町建設計画の意義

新町建設計画は、合併協議会が作成、変更するものであり、町の合併に際し、合併に関係する町の住民や議会に対して合併する町の将来に対するビジョンを与え、合併の是非の判断材料となるものであって、いわば合併する町のマスタープランとしての役割を果たすものです。

(2) 新町建設計画の作成の指針(第5条第2項)

「新町建設計画は、合併する町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併する町の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併する町の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない」。

(3) 新町建設計画の内容(第5条第1項)

- ①建設の基本方針
- ②根幹となるべき事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④財政計画

(4) 財政支援措置との関連

新町建設計画は、合併協議会が作成するものであり、合併特例法に基づく、さまざまな財政支援措置(県からの支援を含む)を合併する町が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

24 . 各種事務事業の取扱い

福祉、保健衛生、教育文化、建設、産業などのあらゆる分野の事務事業については、関係する町で異なっているものも多く、調整が必要となります。

これらは、住民生活に直接大きな影響を及ぼすものですから、その取り扱いについては、急激な変化を及ぼすことのないよう十分留意し、調整する必要があります。

調整方針（案）について

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会が三野町・三好町・井川町及び三加茂町（以下「4町」という。）の行政制度の調整方針案を作成するにあたっては、次の要領でこれを作成する。

行政制度調整の基本的な考え方

行政制度調整とは、4町が現在行っている各種の事務事業について、現在の状況を踏まえつつ、新町において当面どのような事務事業を行っていくかを明らかにすることをいう。

各種の事務事業の調整にあたっては、「サービスは高く、負担は低く」を基本とするが、合併直後は合併による経費削減効果よりも、高サービス低負担による行財政の負担増が大きくなる可能性があることから、このほか次の6つの原則も総合的に勘案して調整するものとする。

①一体性確保の原則

新町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

新町に移行する際、住民生活に混乱をきたすことがあってはならない。特に住民票などの各種申請の手続き、保険・福祉サービスや各種施設の利用など住民生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかな一体性の確保に努めるものとする。

②住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

現在4町が行っている各種事務事業で、そのサービスに4町間差異があるものについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則として統合するよう事務事業を調整するものとする。

③負担公平の原則

負担公平の原則にたち、行政格差を生じないように努める。

町税や保険料、各種の手数料、使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金において、負担公平の原則にたち、住民に不公平感を与えないように十分配慮するとともに、4町の行政格差の解消に努めるものとする。

④健全な財政運営の原則

新町において健全な財政運営に努める。

新町において多様化・高度化する行政需要に的確に応えられるよう、経常的経費と投資的経費の均衡に配慮し、地方分権時代に対応可能な健全な財政運営に努めることとする。

⑤行財政改革推進の原則

行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

最小での経費で最大の効果を上げることを基本とした行政改革を推進し、今後自治体が行う事務事業はどうあるべきかという視点に立って、事務事業の見直しに努めるものとする。

⑥適正規模準拠の原則

新町の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

新町の人口規模、面積規模に見合った行財政運営を行うこととし、新町の規模に類似した他町の状況も考慮して事務事業の見直しに努めることとする。

調整方針案の基本的分類

事務事業の調整方針案は、おおむね次のとおり分類することとする。

また、調整方針については、基本的な方針を合併協議会で協議することとし、詳細は行政事務レベルで調整を図るものとする。

①現行のとおりとする。

4町で同一であるため、現行のまま新町に引き継ぐ事項をいう。

新町の発足からそのまま新町へ移行することが適当な事項に用いることとする。

②合併時に統合する。

4町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項で、新町発足の日から施行する事項をいう。

いずれかの町の例に倣い調整する方法とまったく新しく制度化する方法があるが、協議会において調整方針（方向）を決定し、4町において合併までに調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

③新町において策定する。

4町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新町発足の日から施行するよりも、新町において、新町の状況を見ながらできるだけ速やかに策定した方が適当な事項をいう。

協議会において調整方針（方向）を決定し、合併後、新町において速やかに調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

④合併後に統合する。

4町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新町発足の日から当分の間は、旧町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項をいう。

協議会において調整方針（方向）を決定し、合併後、新町において統合することが必要となった時点で調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

⑤合併時に廃止する。

4町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新町発足の日の前日までに廃止する事項をいう。

社会情勢の変化により制度の必要性がなくなり廃止することが適当な事項に用いることとする。

⑥合併後に廃止する。

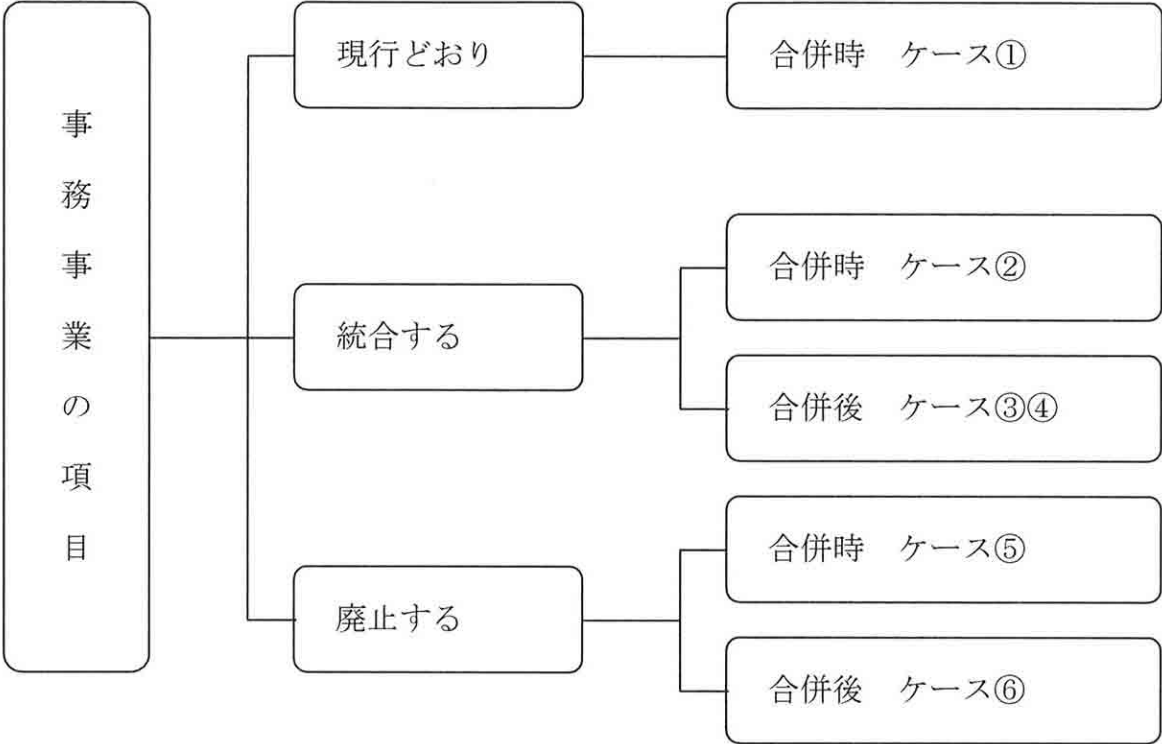
4町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新町発足の日から当分の間は、旧町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項をいう。

社会情勢の変化により、合併後、制度の必要性がなくなった時点で廃止することが適当な事項に用いることとする。

調整方針案を作成する項目

- 1 住民生活に深く関わりのある項目に絞って、調整方針案を作成するものとする。
- 2 調整方針に基づき試算等が可能なものは、これを行って具体的なイメージを提示することとし、住民の負担増を伴うもの、住民サービスが低下するものにあたっては、具体的な理由を明示することとする。

調整方針案の基本的分類イメージ



三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約第 11 条に基づき
づく小委員会の設置について

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約第 11 条に基づき小委員
会の設置について次のとおり協議します。

- 1 合併協定項目のうち、新町の名称について審議するため、「新町名称検討小
委員会」を設置する。
- 2 合併協定項目のうち、新町の事務所の位置について審議するため、「新町事
務所位置検討小委員会」を設置する。
- 3 合併協定項目のうち、新町建設計画の策定について審議するため、「新町ま
ちづくり計画策定小委員会」を設置する。

平成 15 年 4 月 17 日

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会

会 長 川 原 義 朗

小委員会設置に関する資料

各合併協議会の小委員会の設置状況

合併協議会名	県名	名称	事務所位置	まちづくり
麻植郡合併協議会	徳島県	○	○	
海部下灘合併協議会	徳島県	○	○	○
美馬郡東部・北部合併協議会	徳島県	○	○	○
海部郡上灘三町合併協議会	徳島県	○	○	○
観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会	香川県	○	○	
八幡浜市・保内町合併協議会	愛媛県	○	○	○
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	愛媛県	○	○	○
大洲喜多合併協議会	愛媛県	○	○	○
宇摩合併協議会	愛媛県	○	○	
上島合併協議会	愛媛県	○	○	○
南宇和合併協議会	愛媛県	○	○	○
中村・大方・佐賀・西土佐合併協議会	高知県	○	○	○
伊野町・吾北村・本川村合併協議会	高知県	○		○

○印は設置済

日程 1 1

第 3 回以降の合併協議会の協議事項について

- ① 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
小委員会規程第 3 条に基づく小委員会委員の指名について……………24

- ② 合併の方式（案）について……………26

- ③ 合併の期日（案）について……………29

- ④ その他

協議第 号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会小委員会規程第3条に基づく小委員会委員の指名について

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会小委員会規程第3条に基づく小委員会委員の指名について次のとおり協議します。

1 新町名称検討小委員会委員に次のものを指名する。

三野町	三好町	井川町	三加茂町

2 新町事務所位置検討小委員会委員に次のものを指名する。

三野町	三好町	井川町	三加茂町

3 新町まちづくり計画策定小委員会委員に次のものを指名する。

三野町	三好町	井川町	三加茂町

平成 年 月 日

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会

会 長 川 原 義 朗

小委員会に関する資料

県内各協議会の小委員会委員状況について

合併協議会名	名称	事務所位置	まちづくり (将来構想)
麻植郡合併協議会	議員 4 名 学識経験者 8 名	議員 4 名 学識経験者 6 名 (うち 大学教授 2 名) なお、事務所位置につ いては、町村長が関係 者として参加	
海部下灘合併協議 会	助役 3 名 学識経験者 3 名	議長 3 名 学識経験者 6 名	町長が推薦する 職員 3 名 議員 3 名 学識経験者 3 名
美馬郡東部・北部 合併協議会	助役 4 名 議員 4 名 学識経験者 4 名	町村長 4 名 議長 4 名 学識経験者 4 名	助役 4 名 議員 4 名 学識経験者 4 名
海部郡上灘三町合 併協議会	助役 3 名 学識経験者 3 名	議長 3 名 学識経験者 6 名	議員 3 名 学識経験者 3 名

協議第 号

合併の方式(案)について

合併の方式について提出する。

平成 年 月 日提出

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
会 長 川 原 義 朗

合併の方式について

三好郡三野町、同郡三好町、同郡井川町及び同郡三加茂町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

合併の方式に関する資料

項 目	新設合併と編入合併の主な違い	
	新設合併(対等合併)	編入合併
合併方式の定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新自治体の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま継続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。 ※編入される＝消滅する
新自治体の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。
新しい事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
現市町村長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則	編入する市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。(増加分は編入された区域に配分) ②編入される市町村の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは最長2年間在任する。
農業委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員)はすべて失職する。
	特例	編入される市町村の委員(選挙のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる。)
その他特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 ※ 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 ○教育委員会 ○選挙管理委員会 ○固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員は身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。
一般職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。
条例・規則等	消滅する合併関係市町村の条例・規則はすべて失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い、必要な改正を行う。)

合併の方式に関する資料

項目	市と町村との主な違い	
	市の場合	町村の場合
議員の定数	人口5万人未満の市の場合の議員定数(上限)は、26人。	人口2万人以上の町村の場合の議員定数(上限)は、26人。
議会の召集の告示期間	開会の日の7日前までに告示。	開会の日の3日前までに告示。
議会事務局を置かない場合の職員の配置	議会事務局を置かない市の議会に書記長、書記その他の職員を置く。	議会事務局を置かない町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、書記長を置かないことができる。
収入役	収入役を置かなければならない。	条例で収入役を置かず、町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
選挙管理委員会の職員	市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。	町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。
監査委員の定数	人口25万人未満の市の定数は、3人または2人。	定数は、2人。
選挙期間	指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙の期間は、7日間。	議会の議員及び長の選挙の期間は、5日間。
福祉事務所	福祉事務所の設置が義務づけられている。	福祉事務所の設置は任意。

協議第 号

合併の期日(案)について

合併の期日について提出する。

平成 年 月 日提出

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
会 長 川 原 義 朗

合併の期日について
合併の期日は、平成17年(2005年)3月1日とする。

合併の期日に関する資料

項目別協議必要期間について

1 新町建設計画の策定スケジュール(他の協議会の標準的事例)

年	月		策定スケジュール(案)	備考
平成十五年	4月	1	コンサルとの打ち合わせ	
	5月	2	アンケート実施(案)協議	小委員会開催
	6月	3	事業量・財政計画見込み調査	
	7月	4	アンケート実施	
	8月	5	基本構想(案)策定開始	
	9月	6	アンケート結果報告	小委員会開催
	10月	7	基本構想(案)協議	小委員会開催
	11月	8	〃	
	12月	9	各町住民説明会の実施	
平成十六年	1月	10	新町建設計画協議	小委員会開催
	2月	11	〃	
	3月	12	〃	
	4月	13	新町建設計画協議終了	
	5月	14		
	6月	15		

- 住民の意向の把握、まちづくりアンケートの実施を考慮して、協議終了までを12ヶ月間程度必要と考えられます。

2 事務事業一元化調整スケジュール(他の協議会の標準的事例)

年	月		作業項目	備考
平成十五年	4月	1	コンサルとの打ち合わせ	専門部会立ち上げ
	5月	2	事務事業名一覧表の作成 個別調査票の作成	
	6月	4	各町職員による個別調査票の作成	専門部会
	7月	5	事務事業現況調書の作成	各分科会
	8月	6	事務事業の課題、調整方針の検討	随時
	9月	7	〃	・協議会への報告等
	10月	8	〃	・協議会での審議
	11月	9	〃	・専門部会の開催
	12月	10	〃	・各分科会の開催
平成十六年	1月	11	〃	
	2月	12	〃	
	3月	13	各種事務事業の取り扱い最終取りまとめ	

- 協議期間が短くなれば、事務調整の大部分は、合併後に先送りをせざるを得ません。

可能な限り、合併後の人事、組織体制の変化により、事務に支障が起こらないよう、事務引継ぎがスムーズに行える十分な調整が必要です。

事務調整が順調に進んだ場合においても、各種事務事業の取りまとめに最低限12ヶ月を要します。

3 条例・規則の整備期間について(他の協議会の標準的事例)

年	月		作業項目	備考
平成十五年	4月	1	コンサルとの打ち合わせ	
	5月	2	4町の例規一覧表の作成	
	6月	3		
	7月	4	例規内容相違表の作成	
	8月	5	調整方針の検討・決定	随時
	9月	6		・協議会への報告等
	10月	7	例規原案の検討審査	・協議会での審議
	11月	8		・専門部会の開催
	12月	9		・各分科会の開催
1月	10			
平成十六年	2月	11		
	3月	12		
	4月	13	<5月調印予定の場合>	
	5月	14		
	11月	20		
12月	21	新例規案の確定・条例等番号の決定		
平成十七年	1月	22		
	2月	23		
	3月	24		

- 事務調整のサポート業務と連携させ委託することとしています。

この場合、調印後の調整作業は、各町の例規改正と印刷作業であり、6ヶ月あれば可能と考えられます。

4 電算システムの統合期間について(案)

電算システムは、新町発足と同時に住民票の発行などの電算化している事務をスムーズに進めなければなりません。合併協定項目（事務所の位置・窓口業務・地方税の取り扱い等々）の協定項目の内容が決まらなくては作業が進められません。

また、電算統合作業は、一般的に業者選定後、約21～24ヶ月を要するといわれています。

この期間は、現況調査等を踏まえ、庁舎位置や電算統合方針等が決まらないと詳細は不明であるが、長期間を要することには変わりありません。

★ 業務システム単位での検討が必要と思われる項目

- ① 自治体での業務システムの種類とコードの統一
- ② 各自治体での管理項目の過不足を統一化に向けて継続、廃止の検討
- ③ オンライン、バッチ等運用形態の差異
- ④ 合併後のシステムの形態

★ 統合調整を要するシステム、追加導入を検討するシステムが考えられます。

5 法手続き等に要する期間について

協定書の調印後の期間は、町議会や県議会のタイミングを考慮すべきであり、前例として、臨時議会であれば3ヶ月という例も見られるが、定例議会をベースに考えると6ヶ月は確保しておく必要があります。

合併特例法の期限内(平成17年3月31日)での合併を考える場合、協定書の調印を平成16年8月、各町の議会は9月定例議会が最終期限と考えられます。

6 結論として

- ① 新町建設計画については12ヶ月程度の期間を要します。
- ② 事務事業一元化の調整については12ヶ月程度必要です。
- ③ 条例・規則の整備期間については、合併協定書調印後6ヶ月を要します。
- ④ 電算システムの統合については21～24ヶ月を要します。

合併協定項目についての協議は、月1回程度の間隔が妥当であることから、平成17年3月31日の特例法の適用の期限内での合併については、十分な余裕が無いが、各分野別に平行して、精力的に進めることで十分可能であります。

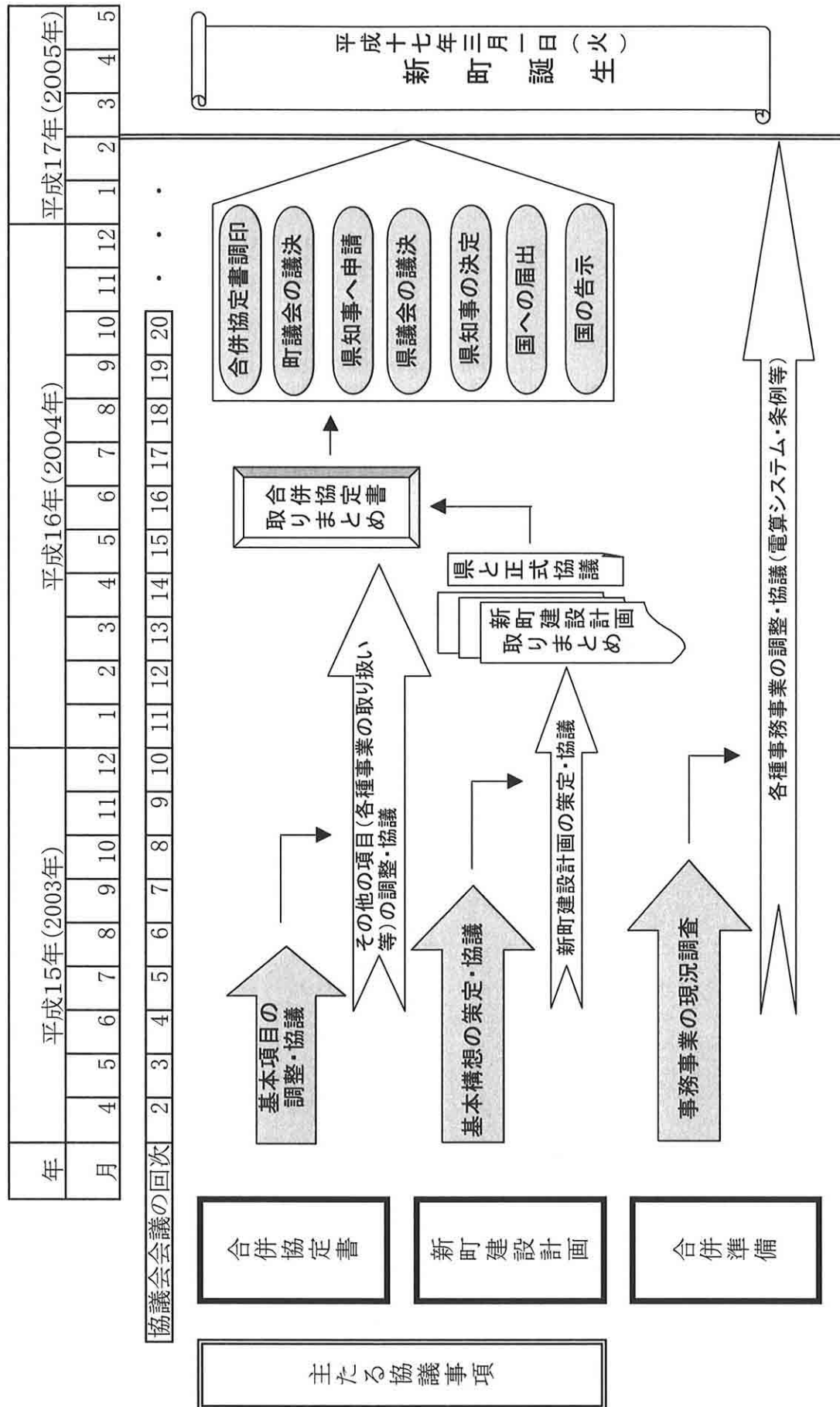
合併の期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長、議会議員の任期、合併時の事務処理・事務引継ぎの利便性等を総合的に勘案して、判断しなくてはならないと考えられます。

新設合併においては、合併後の最初の町長選挙の時期（50日以内）についての考慮も必要であります。

また、法人格消滅に伴う決算については、即日決算であることから、年度末の合併では決算処理に苦勞することが多いようであり考慮する必要があります。

以上の事を考慮して総合的に判断する必要がありますが、合併期日の最も早い時期で平成17年3月1日の設定が考えられます。

■ 平成17年3月1日合併のスケジュール(案)



日程 1 2

第 3 回協議会の日程(案)について

平成 1 5 年 5 月 2 2 日 (木) 午後 1 時 3 0 分より